

経営健全化計画書（平成27年3月変更）

下関市

臨海土地造成事業特別会計

1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析

臨海土地造成事業の財源は借入金で賄っており、造成地の売却遅延により、借入金の償還財源が不足したため実質赤字額が増大したこと、また、景気の低迷等により土地需要が減少し、造成地の評価額が下がることにより、土地収入見込額^{※1}が減少したこと。

※1 資金不足比率算定の際に、公示地価等を基に算出する販売用土地の価額

2 計画期間

平成23年度から平成30年度までの8年間

3 経営の健全化の基本方針

造成地の整備を行い、売却及び貸付並びに基金から資金を借り入れることにより資金不足の解消を図る。

4 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

(1) 造成地の売却

ア 岬之町1番57 8,999 m²を消防庁舎用地として一般会計に売却する。(H23)

イ あるかぼーと1番33 1,734 m²を海響館バス駐車場用地として、一般会計に売却する。(H24)

ウ あるかぼーと1番41、1番42 291 m²を臨港道路用地として、港湾特別会計に売却する。(H25)

(2) 造成地の貸付

ア あるかぼーと1番30、13番21、13番22 3,053 m²に飲食店を誘致し、事業用定期借地権を設定して貸し付ける。(H25～)

イ あるかぼーと1番40 8,093 m²にアミューズメント施設を誘致し、事業用定期借地権を設定して貸し付ける。(H25～)

ウ あるかぼーと1番37、1番38、1番40 21,551 m²を海響館の臨時駐車場として貸し付ける。(H24、H25～は1番40を除く)

(3) 基金からの資金借入

ア 基金から、起債残高の繰上償還に必要な資金を無利子で借り入れ（H24）、資金不足解消へ向けて本会計の収支状況に応じて毎年度2億円を限度として無利子で借り入れる。（H25～H26）

(4) 起債残高の繰上償還

ア 公債費の利子負担を軽減するため、基金からの借入金を原資に起債残高の繰上償還を行う。（H24）

(5) 造成地の整備

ア 新港地区・長州出島において、産業振興用地 約22haの整備を行う。（H27～H30）

5 各年度の4の方策に係る収入及び支出に関する計画

〈収入〉

（単位：千円）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
土地売払収入	480,097	144,578	34,432		
土地使用料	18,238	9,980	7,719	6,710	
土地貸付収入	56,984	81,882	81,727	74,150	81,985
基金借入		530,449	200,000	200,000	
諸収入	3,996	23,426	24,921		
市債					900,000
計	559,315	790,315	348,799	280,860	981,985

	28年度	29年度	30年度
土地売払収入			
土地使用料			
土地貸付収入	81,985	81,985	81,985
基金借入			
諸収入			
市債	840,000	730,000	530,000
計	921,985	811,985	611,985

注1) 23年度の売却地は、岬之町1番57の8,999㎡、24年度の売却地は、あるかぼーと1番33の1,734㎡、25年度の売却地は、あるかぼーと1番41及び1番42の291㎡、長府扇町8番8号の4,322㎡

注2) 23～25年度の諸収入は人工島建設事業に係る国が負担すべき漁業補償費の受入金

〈支出〉

(単位：千円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
管理費	3,556	1,609	1,813	5,000	28,320
造成費					900,000
公債費	199,651	713,998			
繰上充用金	4,137,995	3,781,887	3,707,179	3,360,193	3,084,333
計	4,341,202	4,497,494	3,708,992	3,365,193	4,012,653

	28年度	29年度	30年度
管理費	30,000	30,000	30,000
造成費	840,000	730,000	530,000
公債費	7,410	15,916	23,410
繰上充用金	3,030,668	2,986,093	2,950,024
計	3,908,078	3,762,009	3,533,434

6 各年度の資金不足比率の見通し

	計画初年度の 前年度	23年度 (初年度)	24年度 (第2年度)	25年度 (第3年度)
資金不足比率	25.8%	26.8%	57.8%	55.8%

	26年度 (第4年度)	27年度 (第5年度)	28年度 (第6年度)	29年度 (第7年度)
資金不足比率	54.5%	44.0%	27.6%	24.5%

	30年度 (第8年度)
資金不足比率	△30.1%

7 基金からの借入金の返済方法

平成31年度以降、土地の売却収入及び貸付料等を財源として、資金不足比率が経営健全化基準を超えない範囲で基金からの借入金を返済する。

8 造成地の早期売却へ向けた取り組み

ホームページに売却用地の情報を掲載するとともに、企業誘致の観点から部局間で連携し、積極的な販売促進活動を行う。

9 情報の公開

経営健全化計画の実施状況をホームページで公表する。